

施政権返還後の福祉労働者の闘いが提起した 人間排除のシステムの問題

上原 こずえ

東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授

はじめに

2022年の「沖縄復帰50年」を祝う喧騒が覆い隠しているのは、沖縄に対していつそう強まっている監視・弾圧の現実である。去った5月15日に沖縄で開催された「沖縄復帰50周年記念式典」で多数動員された警察・機動隊は、沖縄島北部で行われている辺野古新基地建設の土砂搬入阻止闘争に対しても常時動員され、警備費に1日2000万円以上の国費が投じられていることが報道されて久しい。2021年には北部訓練場での米軍廃棄物を集めたチョウ類研究者が在宅起訴され、運動を弾圧する法的根拠としての「重要土地等調査規制法」も成立した。「死の政治」のインフラである軍事基地の建設に抗う人々が監視・弾圧される状況について仲里効は、人々の培ってきた「抵抗の表現を封印していく力」¹がいつそう強くなっていると指摘している。

そうした「封印する力」が変質し強化された転換点の一つが施政権返還であった。施政権返還後の「開発」イデオロギーに伴っていたのは、「資本家にとって非生産的な人びと」と「国家の秩序に反抗し

従わない人びと」を選別し排除する力である²。しかし、身体を囲い込んで搾取し、収容・収監する力に対しては、同時に、多様な主体が抵抗していく。施政権返還後、労働状況の改善を求めて闘いを組織してきた精神「薄弱」児施設・沖縄県立ゆうな学園の福祉労働者たちの闘いは、新たな闘争の主体としての「精神障害者」と「犯罪者」という存在を照射した。

ゆうな学園闘争とは何か

1945年以後米軍占領下にあった沖縄では、日本本土で1950年に制定された「精神衛生法」ではなく1900年制定の「精神病者監護法」が適用され、精神「薄弱」児・者に対する福祉の遅れと医師・病床数の不足が指摘されていた³。沖縄の精神医療に従事した元全学連書記長の島成郎も、1968年の沖縄島北部での巡回診療で、庭先の監置所や座敷牢に長年閉じ込められた患者たちと看護に疲れ切った家族に遭遇したことについて言及している⁴。こうした精神障害者に対して「指導訓練を施し、将来出来得る限りの自立ができる能力を養うための施設」⁵が必要であるとされていた中で、精神「薄弱」者施設が各地に創設された。1969年9月には「精神薄弱者社会福祉法」が制定され、その下で更生相談所も設置される⁶。

その中で、精神「薄弱」児施設として1968年1月に那覇市に石嶺児童園が設立され、1974年にゆうな学園が増設されたのを機に「ゆうな学園分会」

うえはら こずえ

東京大学大学院総合文化研究科修了。学術博士。専門は、沖縄現代史・社会運動史。著書に『共同の力一九七〇～八〇年代の金武闘争とその生存思想』（世織書房、2019年）、『一人びとりが代表：崎原盛秀の戦後史をたどる』（Ryukyu企画、2017）。

が組織される⁷。施政権返還を契機とした「本土なみ福祉」政策は施設数や定員、収容率の本土水準への引き上げでしかなく、「ゆうな学園を含む社会福祉施設」での「夜間業務」はほぼ宿直が担っており、1日8時間労働の労働基準法に反する勤務形態が採られていた⁸。施政権返還に向けて収容者を増員させた福祉政策が今度は合理化を迫られていく中で、ゆうな学園分会は宿直廃止を訴え、「完全三交代制による夜間労働の正規労働時間化」と「夜勤月6回以内」⁹を実現するために正職員の人員増を求めて闘う。県が要求に応じず別施設への配転や臨任職員のみ増員、重度棟を含む新棟開設で児童定員数の増員を図ったのに対し、ゆうな学園分会は4児童施設連絡会議を結成し、闘争小屋で交流し、収容拒否、新棟開所拒否、宿直拒否を訴える¹⁰。

精神「薄弱」児を収容しろという社会的圧力に対してゆうな学園分会は「重度棟反対闘争」を通じて「労働条件の最低限の維持及び改善」と「障害児」に対する処遇の改善を求めていく¹¹。こうした福祉労働者たちの闘いに対して、県はゆうな分会指導部を含む大幅人事異動を行う。ゆうな分会の要求は自治労が厚生省に対して行っていた要求に沿うものであった¹²が、ゆうな学園分会の指導員と親組織である県職労支部・本部は県側の人事異動に抗わず、ゆうな学園分会は孤立した闘いを強いられた。ゆうな学園分会は県下の組合活動家有志たちからの支援も得て¹³、不当な宿直に対する時間外勤務手当請求の民事訴訟を起こし支払い命令を勝ち取る。だが闘争への支持が弱まる中で、県は児童の隔離・選別収容を推し進めていく。

精神障害者解放という課題

福祉労働者が自らの賃金労働者としての闘いを貫徹することでこそ、障害者を抑圧する立場から自らを解放することができる。それが当時の福祉労働者たちが提示した認識であった¹⁴が、労働者たちの問題提起が意図せずに明らかにしたのは、精神「薄弱」児に対する処遇のあり方の問題であった。

ゆうな学園の闘いは、労基法以下の労働条件を強いられ、保母さん、婦人労働者は2～3年で使い捨てにされるという現状の中からの血の叫びだったといえる。そして闘う中で、こういう労働条件が課せられるのは何なのか？と闘うことを通して「障害児(者)」解放闘争と結びついていった。つまり、沖縄労働運動に果した、ゆうな闘争の役割は「障害者」解放闘争の一つの矢がはなたれたといえるんじゃないか。¹⁵

農村が解体し、家族構造・教育制度が変化した高度成長期に医療福祉は一定の拡大を遂げていた。だが、1964年の19歳少年によるライシャワー駐日大使刺傷事件を契機とする「精神障害者収容論」の席卷と「社会開発」を掲げた佐藤内閣発足の下でそうした医療福祉の制度化にさらに拍車がかかる。翌1965年の「精神衛生法」改正後は心身障害者のための収容施設が全国に増設された。厚生省が総力を上げて行った強制収容には1968年の精神衛生法予算252億円の96%にあたる242億円が使われた¹⁶。こうした潮流にあった日本に再統合された沖縄の施政権返還前後15年を、島成郎は「精神医療の高度成長期」であると捉えている。施政権返還後の米軍基地駐留の継続、本土の3倍以上にまで増加した失業率、大資本の進出と観光化に伴う自然破壊は単なる「日本化」に止まらない変化であった。「このような社会の急変はさまざまな「ドロップ・アウト」を作り出し、彼らを管理分別する体制を整備する。…日本「復帰」によってもたらされた沖縄社会の無惨な変化」は「3千名にのぼる大量の病院内収容隔離」を生んだ¹⁷。総じて「資本主義という、近代的な社会が大量にそういうひとたちを弾き出す度合いが厳しくなった」¹⁸と島は批判した。

収容・収監と矯正の対象としての沖縄

施政権返還をこのように捉えた島は「精神障害者は治療と福祉の対象ではない、警察による治安維

持の対象である」という現実の不当さを訴えた¹⁹。実際、精神医療の原点に刑事収監があることがこの時期改めて露わになっていた。再犯の予測が困難であり反対・批判も多く制度化には至らなかったが、1970年1月の「法制審議会の刑事法特別部会（第19回）」では刑法の全面改正問題が検討され、「社会の安全に重点を置いた「保安処分」」の賛成が多数となる。精神障害者に対する7年の施設収容期間は「重大な犯罪を犯す恐れ」がある場合「さらに更新できる」こととなる²⁰。こうした審議に基づき1974年に答申された「刑法改正要領」では精神障害者に対する「治療処分」を裁判所が刑罰の代わりに命じることができるとされ、保安施設への強制収容やその収容期間までもが明確に記されていた。

そうした潮流の表れとして起きたのが、復帰記念事業として開催された1975年の海洋博の警備体制をめぐる問題である。海洋博には多くの警察が派遣された。皇太子と妻が7月の開会式に出席するにあたり、沖縄県警察本部は沖縄県環境保健部予防課に対して精神衛生法第27条及び第28条に適合する名簿を持ち込み、記載された108人に対する精神鑑定と強制入院を求めた。沖縄県警が持ち込んだ名簿には、名前、住所、年齢、職業といった個人情報網羅され、県警本部もこの名簿を警備防犯体制の強化が目的であると認めた。批判は高まり、沖縄県警も文書を撤回したが、復帰から15年が経った1987年の海邦国体でも同様に糸満市にある精神科院に対する「重点監視」が行われた²¹。

そもそも70年闘争の焦点であった沖縄は警察・機動隊にとっては重要な監視対象であった²²。沖縄を再軍事化することに抗う1970年前後の沖縄闘争に対する破防法や刑特法の発動は、施政権返還に伴う運動への監視・弾圧の強化に引き継がれる。米軍基地、自衛隊基地への抵抗及び反開発の住民運動に対する沖縄内外からの警察・機動隊を動員した大規模な警備が実施されるようになり、沖縄県警・機動隊の増強も図られていく²³。沖縄に対する国家からの監視が警察の増員・増強に伴って強められる一方で、資本主義に不要な人たち対

する効率の良い排除のシステムが形成され、そうした人々を収容する精神病床が増加された。両者に共通するのは収容・収監と矯正の対象となる人々を選別していく統治システムである。

他者の生とつながり 自らが収容状態にあることを知る

精神障害者に対する保安処分の導入に際しては、「医療の仮面を被った治安対策でしかないことが明瞭である」との指摘が相次いでなされていた²⁴ように、こうした処遇は沖縄に限ったものではなかった。天皇が巡幸した全国各地でも同様の厳しい治安対策が行われ²⁵、寄せ場労働者への精神障害者差別も問題化されていた²⁶。近代国家権力・資本主義制度に順応しない異端分子を排除し抑圧する歴史過程を『狂気の歴史』（1961）で分析したフーコーも、1970年代初期にはそうした従順な近代的主体を作るためのシステムとして刑務所に着目し囚人の聞き取りや囚人暴動の支援といった政治活動に乗り出し、その歴史的起源を『監獄の誕生』（1975）に辿っている。国家体制への再統合に際しておし進められていた多様な主体の囲い込みを露呈させた沖縄の施政権返還も、こうした同時代の闘争や思想に位置付けなければならない。

「一存在はいかにして自らが収容された状態にあることを自覚することができるだろうか。また、一存在はどのように自分の人生が他の存在と繋がっていることをわかるのだろうか？」²⁷—施政権返還から50年の2022年に提起されたこの重要な問いは、人々の表現を「封印していく力」を認識し抗うという課題を私たちに課している。ケア労働に結びつけられた女性たちは宿直拒否と正職員の増員を求める闘いを展開し、自らを労働者として主体化した。統治システムの中で結びつけられた同時代の様々な新しい囲い込みを暴露する闘争と共振し、身体の囲い込みに抗う主体として精神障害児・者を照射し、同じく収容・収監の対象として犯罪化された諸個人の主体化とも不可分であることを示した。施政権返還後、本土に単身就職した少年たちの急増と彼らの高い検挙率²⁸もまた、沖縄現地

における「開発」が生み出した流民を「非行」や「犯罪」に至らしめていった新たな囲い込みの経緯²⁹として捉え、犯罪学の生政治的範疇に押し込めるのではなく、新しい集合的主体や階級の生成を促す抵抗・叛乱・自己活動として再定義する必要がある。

施政権返還時の精神病施設における収容者増大と、労働者の搾取、本土就職した非行少年の急増、警察の運動に対する弾圧は個別の問題では決してなく、資本主義が蓄積のために繰り返す「囲い込み」／階級的脱組成によって生み出された問題として接続されなければならなかった。既存の古い政治が理解を拒んできた行為——それは、県職労という既存の労働組合から孤立した闘いを強いられたような学園分会の福祉労働者たちの「収容拒否」闘争を含む——を理解するための運動の語彙や組織化の方法をいかに見出していくことができるか。革命闘争が犯罪と同一視され、運動が非合法化されていく施政権返還の時代において、理性を失った狂人として囲い込まれたさまざまな主体が、主体性を奪還する動きを明らかにしていくことが必要である。■

《注》

- 1 第38期第8／11／13／14回連続研究会「本土復帰50年とメディア～沖縄のいまを学ぶ」（ジャーナリズム研究・教育部会、2022年5月22日開催第3回「復帰とは何であったか」）。
- 2 高杉晋吾「〈保安処分〉II ナチスがその手本—治療ではなく人間抹殺」『母の友』（222）1971年11月号、57頁。
- 3 橋本明「精神病患者監護法下の沖縄（1900-1960）と私宅監置—沖縄県公文書館所蔵資料の分析—」『社会福祉研究』第22号、2020年11月。
- 4 佐藤幹夫『評伝 島成郎：ブントから沖縄へ、心病む人々のなかへ』筑摩書房、2018年、60頁（島成郎「おりおりの断層」『精神医療のひとつの試み』批評社、1997年初出）。
- 5 沖縄社会福祉協議会『沖縄の社会福祉の現状と問題点』1967年、62頁。
- 6 沖縄県生活福祉部編『障害福祉白書：沖縄の障害者対策の現状と課題』1982年、28-31頁。
- 7 保田秀樹「沖縄・ゆうな学園の闘い」『福祉労働』第2号、1979年3月、93頁。
- 8 那覇地方裁判所 昭和53年（ワ）287号判決。
- 9 同前。
- 10 前掲 保田、96-98頁。

- 11 前掲 保田、98頁。
- 12 前掲 那覇地方裁判所。
- 13 前掲 保田、98頁、県職労ゆうな学園分会斗争を支持する会「ゆうな学園分会に対する不当解雇処分を撤回させよう！」1978年11月22日。
- 14 前掲 保田、92-102頁。
- 15 「座談会 沖縄労働運動の闘いと課題」『同志』第2号、1979年12月5日、35頁。
- 16 前掲 高杉、59-60頁。
- 17 島成郎「復帰をはさむ10年の日々」島成郎『精神医療・沖縄15年—持続する地域活動を求めて—』社会評論社、1988年、296-297頁（「沖縄・蝕まれた社会—『復帰』をはさむ10年の日々」『日本読書新聞』1978年11月6日号初出）。
- 18 川満信一・島成郎対談「社会構造と精神医療」前掲 島310頁（「沖縄の精神医療をどう考えるか」『新沖縄文学』第66号、1985年初出）。
- 19 前掲 佐藤、63頁。
- 20 飛鳥文隆「社会と行政法〈9〉精神障害者に保安処分—無罪でも野放しにせぬ—」『keisatsu joho』25（3）、1970年3月、126頁。
- 21 藤野豊「象徴天皇制による人権侵害—「天皇制と差別」研究への序論」『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』第19号、2021年、88-89頁。また、沖縄通信編集委員会編『沖縄通信』第5号、第6号では「精神障害者を強制収容「皇太子来沖」に備え」『沖縄タイムス』1975年6月20日などの記事、「沖縄の医療問題を考える会」による「「患者」狩りを許すな！」のビラ等が掲載されており、当時の警備とそれに対する抵抗の状況を見ることができる。なお、同資料については阿部晴政氏より教示を得た。ここに記して感謝したい。
- 22 警察庁警備局「「70年闘争」のゆくえ—良識で支えた社会の秩序」前掲『keisatsu joho』。
- 23 沖縄県警察史編さん委員会編『沖縄県警察史第3巻（昭和後編）』2002年3月、1300-1301、1314頁。
- 24 西山詮「反医療としての保安処分」『現代の眼』12（3）1971年3月、170頁。
- 25 前掲 藤野。
- 26 友常勉「寄せ場／東アジア／被抑圧人民のシュタイ—日雇全協結成前夜の山岡強一」国際日本研究センター『日本語・日本学研究』第10号、2020年、176頁。
- 27 申知瑛「返還不／可能な生活圏の共有と自己決定権—沖縄の「復帰」と韓国のキャンプマーケットの「返還」」『越境広場』第10号、188頁。
- 28 垣花鷹志「沖縄からの流入少年の非行をめぐる諸問題—実態及びその非行化要因について—」『犯罪と非行』第17号、1973年8月、73頁。
- 29 上原こずえ「金武湾とプレカリアート」『アジア・アフリカ研究』2020年3月。